

令和6年瀬戸内町農地賃借料情報

瀬戸内町農業委員会では農地法第52条に基づき、地区（旧町村）ごとに農地の賃借料水準を公表しています。

令和6年1月から令和6年12月までに設定された10a当たりの実勢賃料は以下のとおりです。

なお、データには使用賃借（無償での賃借）は含まれておりません。

地区	地目	平均額	最高額	最低額	データ数
古仁屋地区	畠	5,267円	15,123円	1,886円	55件
	田	一円	一円	一円	一件
西方地区	畠	一円	一円	一円	一件
	田	一円	一円	一円	一件
鎮西地区	畠	5,000円	5,000円	5,000円	28件
	田	一円	一円	一円	一件
実久地区	畠	一円	一円	一円	一件
	田	一円	一円	一円	一件
町全体	畠	5,177円	15,123円	1,886円	83件
	田	一円	一円	一円	一件

※農地賃借料決定の参考として、この情報をご活用下さい。

【お問い合わせ】

瀬戸内町農業委員会事務局

農地農政係

電話番号：0997-72-1119